

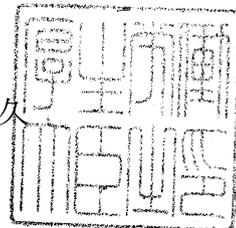
厚生労働省発職 0219 第 8 号

令和 3 年 2 月 19 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等案要綱

第一 職場適応援助者助成金の額

一 社会福祉法人等であつて、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うものに対し支給する職場適応援助者助成金の額は、1から4までに掲げる額の合計額とすることとする。

1 訪問型職場適応援助者が障害者（精神障害者を除く。2及び第二の一において同じ。）に対し、四時間以上の援助を行った日数に一万六千円を乗じて得た額

2 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、四時間未満の援助を行った日数に八千円を乗じて得た額

3 訪問型職場適応援助者が障害者（精神障害者に限る。4及び第二の二において同じ。）に対し、三時間以上の援助を行った日数に一万六千円を乗じて得た額

4 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、三時間未満の援助を行った日数に八千円を乗じて得た額

二 企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主に対し支給する職場適応援助者助成金の額は、1及び

2に掲げる額の合計額とすることとする。

1 企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者を除く。）の数に、一月につき六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）を乗じて得た額

2 企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者に限る。）の数に、一月につき九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）を乗じて得た額

三 社会福祉法人等が、その雇用する労働者に対し、訪問型職場適応援助者に係る研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に訪問型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、一に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

四 障害者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第三項に規定する短時間労働者である場合における二の規定の適用については、二の1中「六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）」とあるのは「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）」と、二の2中「九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）」とあるのは「五万円（中小企業事業主にあつては、六万円）」とすることとする。

五 企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主が、その雇用する労働者に対し、企業在籍型職場適応援助者に係る研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、二に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

第二 職場適応援助者助成金の対象となる援助の期間

一 第一の一の1及び2に係る職場適応援助者助成金の対象となる援助の期間は、訪問型職場適応援助者が援助を行う期間のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って行われる援助の期間とすること。ただし、障害者一人一回の援助につき一年八月を限度とすることとする。

二 第一の一の3及び4に係る職場適応援助者助成金の対象となる援助の期間は、訪問型職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助の期間とすることとする。ただし、障害者一人一回の援助につき二年八月を限度とすることとする。

三 第一の二に係る職場適応援助者助成金の対象となる援助の期間は、企業在籍型職場適応援助者が

援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助の期間（その期間が障害者一人一回の援助につき六月を超えるときは、障害者一人一回の援助につき六月）とすることとする。

第三 その他

一 この告示に規定するものを除くほか、職場適応援助者助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定めることとする。

二 この告示は、令和三年四月一日から適用することとする。